

平成26年3月25日開催

新庄市農業委員会第34回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成26年3月）議事録

1. 開催日時 平成26年3月25日（火）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（21名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
3番 樋口 彦弥	4番 小嶋 忠昭
5番 清水 清秋	6番 星川 勇吉
7番 笹 行也	8番 伊藤 忠男
9番 高橋 和彦	10番 斉藤 純一
11番 吉野 昭男	12番 海藤 芳正
13番 佐藤 喜代志	14番 井上 茂雄
15番 安食 孝一	16番 今田 栄二
17番 柏倉 嘉門	18番 齋藤 順一
19番 渡邊 耕太郎	20番 三原 常男
21番 畠腹 銀蔵	

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第137号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第138号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第139号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 5 議案第133号 農用地利用集積計画について
日程第 6 報告第 87号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 7 報告第 88号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	農地主査	後藤 繁俊
主 査	鏡 彰広	主 事	鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成25年度新庄市農業委員会第34回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は21名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、ございません。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第34回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番の小嶋忠昭委員と13番の佐藤喜代志委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の後藤繁俊君と鏡彰広君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第137号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第137号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区2番までの14件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第137号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番、3月19日に調査した結果、△△さんと△△さんは親子関係であります。事由は詳細のとおり使用貸借権の設定、再設定ですので問題ございませんでした。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○19番

新庄地区2番について、3月19日に調査を行いました。同一世帯、親子間の使用貸借権の設定、再設定であり、問題ありませんでしたのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○19番

新庄地区2番について、調査報告をしたいと思います。3月18日に確認したところ、△△△さんと△△△△さんは親戚関係であって、新規となっておりますが、以前△△さんの

父親が賃貸で耕作をしていましたが亡くなったものですから書き換えということで、間違いないようでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟班に入ります。稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○11番

稲舟地区1番について、△△△△さんと△△さんに3月19日に調査した結果、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○11番

稲舟地区2番について、3月19日に△△△△さんと△△△さんに電話で調査した結果、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。また、農地法第18条6項関連でありますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、稲舟地区3番について調査報告をお願いいたします。

○11番

稲舟地区3番については、△△△△さんが耕作している1枚の田んぼの中に、△△△△さんの所有している田の外に2筆の田が入っているということでこの度は1枚にまとめたということであり、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、稲舟地区4番について調査報告をお願いいたします。

○11番

稲舟地区4番についても、稲舟地区1番と同様に△△△△さんが耕作している1枚の田んぼの中に、△△△△さんの所有している田の外に2筆の田が入っていますので、この度は1枚にまとめたということであり、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、稲舟地区5番について調査報告をお願いいたします。

○11番

稲舟地区5番についても、稲舟地区2番と同様に△△△△さんが耕作している1枚の田んぼの中に、△△△さんの所有している田の外に2筆の田が入っていますので、この度は1枚にまとめたいということでもあります。問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。また、農地法第18条6項関連でありますのでよろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、萩野地区1番について調査報告をお願ひいたします。

○3番

萩野地区1番について、3月19日に調査確認したところ、△△さんと△△さんは親子関係で問題ありませんでしたのでよろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。同じく、萩野地区の2番について調査報告をお願ひいたします。

○15番

萩野地区2番について、調査報告いたします。3月18日に調査いたしました。△△△△さん△△△△さんは親子で、使用貸借権の再設定で問題ありませんのでよろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。同じく、萩野地区の3番について調査報告をお願ひいたします。

○3番

萩野地区3番について、3月19日に調査いたしましたところ、問題ありませんのでよろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、萩野地区の4番について調査報告をお願ひいたします。

○4番

萩野地区4番について、報告いたします。3月18日に調査確認の結果、△△△さんと△△△△さんは義理の親子ということで、問題ありませんでしたのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様です。同じく、萩野地区の5番について調査報告をお願いいたします。

○4番

萩野地区5番について、3月18日に調査確認の結果、△△△△さんと△△△△さんは義理の兄弟ということで、問題ありませんでしたのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いいたします。

○18番

八向地区1番に關しまして、3月18日に調査した結果をご報告いたします。△△△△さんと△△さんは親子関係でありまして、使用貸借権の再設定で何ら問題ないと思われま
すのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様です。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いいたします。

○10番

八向地区2番につきまして、3月19日に現地調査をした結果をご報告申し上げます。
△△さんは親子関係であり経営移譲のための貸し借りであります。農地についても適正に
管理されておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑
ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第137号農地法第3条の規
定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第137号農地法第3条の規定による許可
申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第138号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程い

たします。ここで、「斉藤純一委員」が関係委員となっておりますので農業委員会法第24条の規定により退席をお願いします。

○議長

暫時休憩をします。

<「星川 豊委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第138号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区で5件、八向地区1件ございましたので、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、6件についてご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番について調査報告をいたします。3月18日調査した結果、問題ないようでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

議案第138号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2番について3月19日調査した結果をご報告いたします。△△△△さんと△△さんは親子関係でありまして、贈与でございます。現在の住宅の建て替えということで問題ございませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に同じく、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区3番について、3月19日調査いたしました。事務局の説明のとおり問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。同じく、新庄地区4番について調査報告をお願ひします。

○7番

新庄地区4番について、3月19日調査いたしましたところ、事務局の説明のとおり問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。同じく、新庄地区5番について調査報告をお願ひします。

○7番

新庄地区5番について、3月19日調査いたしましたところ、事務局の説明のとおり問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、八向地区1番について調査報告をお願ひします。

○8番

八向地区1番について、3月18日に調査した結果をご報告いたします。事前に24名の同意をもらひましてひまわり物流が岩石採取を行うというものであり、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ござひませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第138号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ござひませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第138号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「斉藤純一委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程第4、議案第139号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第139号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から稲舟地区2番までの4件につきまして議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

新庄地区1番について、3月18日に調査確認をした結果、農地法第3条関連で出てきましたとおり、問題ないようでしたのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、同じく新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区2番について、3月18日に調査いたしましたところ、賃借人の△△△△さんが今年の2月に亡くなってしまいまして、この借りていた田んぼを耕作出来ないということで△△さんに返すということでの合意解約となります。後ほど集積関連で出てきますのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

稲舟地区1番について、3月19日に△△△さんと△△△△さんに調査した結果、問題ないように思われますのでよろしくお願いします。また、農地法第3条関連でありますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○11番

稲舟地区2番について、調査した結果をご報告いたします。3月19日に△△△△さんと△△△△さんに調査した結果、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。また、農地法第3条関連でもありますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第139号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第139号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第140号農用地利用集積計画についてを議題に供します。

○議長

ここで、私と畠腹銀蔵委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席をいたします。それでは、会長職務代理に議長をお願いします。

○議長

暫時休憩をします。

<「星川豊委員、畠腹銀蔵委員」退場>

○議長代理

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第140号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区1番までの32件について議案書に基づきましてご説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長代理

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定28件、所有権移転2件、使用貸借権設定3件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長代理

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第140号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長代理

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第140号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

○議長代理

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「星川豊委員、畠腹銀蔵委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第87号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第87号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区2番までの11件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、11件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第87号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第87号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第88号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第88号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区、稲舟地区、萩野地区それぞれ1件ずつございましたので、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第88号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第88号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。
これをもちまして、新庄市農業委員会第34回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成26年3月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 小 嶋 忠 昭

議事録署名委員 佐 藤 喜代志